

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年6月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第22号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条市民生活部の款くらし安全推進課の項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 京都市交通安全基本条例による事務に関すること。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)